

令和6年度こども食堂・未来応援基金
「子どもの居場所づくり」助成事業 募集要領

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

1 助成の目的

埼玉県内のすべての子どもを対象に、「貧困の連鎖」を解消する「こども応援ネットワーク埼玉」の趣旨に賛同する活動として、子どもが一人で安心して行ける「子どもの居場所」を、新たに立ち上げて事業を行う団体に対して「こども食堂・未来応援基金助成事業実施要領」に基づき助成することを目的とします。

2 助成概要

(1) 助成対象事業については下の表を御確認ください。

助成対象事業
① 子どもたちを対象とした居場所づくり事業 (子ども食堂、学習支援の場・自習の場、プレーパーク、多世代交流を目的とした居場所のほか、ヤングケアラー等困難を抱える子どもに居場所を提供する活動)
② フードパントリーに併設された居場所づくり事業 (フードパントリーの活動団体が、親子で参加できるイベント等の企画・実施を通じて居場所を提供する活動)

(2) 助成額は、原則として1団体上限10万円(助成金額は千円単位)です。

(3) 対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成します。

3 対象実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 対象団体

(1) 以下の①または②のいずれかの要件を満たすこと。

※立ち上げ(新たな拠点での事業開始)から3年目までの団体が対象のため、3年間で最大3回まで助成を受けることが可能です。

①令和4年4月1日以降に立ち上がった団体であること。

②令和4年4月1日以降に新たな拠点を設けて事業を行う団体であること。

(2) 「2 助成概要」の要件を満たすこと。

(3) 当年度に埼玉県社協が実施した基金助成を受けた団体でないこと。

※当年度に複数回申請をすることは可能です。但し、決定は1団体1回のみとなります。

(4) 過去に県社協助成金を受けた団体の場合、実績報告書等の事務がすべて完了していること。

(5) 特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。

(6) 団体が、反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員)ではないこと。

5 対象経費

(1) 費目

事業実施のため、直接的に必要な次の経費

対象
○消耗品費 ○資機材購入費 ○会場費 ○食料費 ○通信運搬費 ○印刷製本費 ○物品借上費 ○外部講師等謝金 ○旅費交通費 ○その他本会会長が認める費用

(2) 対象外の経費

下記の経費が含まれる場合は、その分を減額して助成となります。

	内容
①	団体の経常的な費用 (例 団体の事務所の借り上げ費、光熱水費、インターネット等の通信費)
②	団体やグループのメンバー、ボランティアに対する謝金 (内部講師等謝金) といった、賃金や報酬とみなされるもの
③	団体のメンバー間の親睦を目的とした研修やイベント、またはそれに類する経費 (対象となる費目の支出であっても対象外)

6 応募方法

(1) 提出書類

以下の書類を、申請事業の活動拠点等がある「市町村社会福祉協議会」へ提出してください (さいたま市内に活動拠点がある団体は、さいたま市社協各区事務所)。また、応募書類を入れる封筒には「こども食堂・未来応援基金助成金申請」と朱字で明記してください。

ア	助成金申請書 (様式第1号)
イ	助成事業計画書 (別紙1)
ウ	団体概要資料 【会則 (法人は定款)、役員 (会員) 名簿、周知資料 (チラシ・パンフレット 広報誌・ホームページ等) 等】
エ	備品 (単価1万円以上) 等購入の場合、金額が分かる資料または見積書

※実施要領、申請書等は本会ホームページよりダウンロードできます。

◆埼玉県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターのホームページ

(https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/research_16.html)

※書類に不足があると受理できません。また、提出書類の返却はできませんので、申請時は控えを手元に保管してください。

(2) 申請期間 **令和6年4月1日 (月) ~ 10月31日 (木) 【必着】 郵送または持参**

	申請期間	決定時期 (予定)
第1回	4月1日 (月) ~ 5月 7日 (火)	6月下旬
第2回	7月1日 (月) ~ 7月31日 (水)	8月下旬
第3回	10月1日 (火) ~ 10月31日 (木)	11月下旬

7 助成選考等について

助成の可否は、埼玉県社会福祉協議会内における審査のうえ決定します。

※結果や審査内容などのお問い合わせには応じられませんので、御了承ください。

(1) 評価のポイント

審査にあたっては、主に他の団体や機関との連携状況、事業の計画性や継続性について評価します。また、事業の効果についても評価の対象とします。

(2) 選考結果について

結果は、郵送にてお知らせし、本会ホームページにて公表します。

8 助成決定後について

(1) 選考の結果は、可否に関わらず郵送にて通知します。

(2) 助成決定後、必要な事務が完了次第、順次指定の口座へ振り込みます。

(3) 助成事業の完了後30日以内に本会指定の書式にて実績報告書を提出していただきます。

※報告書の提出が理由なく遅延した場合は、次年度以降の県社協基金助成事業に申請出来ませんので、御留意ください。

(4) 実績報告書の作成にあたっては、助成金を充当する経費の根拠（領収書等）の添付が必要となります。

(5) 実績報告書の内容に問題がなければ「助成金交付確定通知」を送付します。これをもって本助成金に係る事務の完了となります。

(6) 次の事項に該当する場合は、助成金の全額又は一部を返還していただきます。

- ・助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をした場合。
- ・申請した事業以外に助成金を使用した場合。
- ・事業が対象実施期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）内に実施されない場合。
- ・実績報告書の提出がされない場合（事務が完了しない場合も同様）。

9 問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター
(地域福祉部 地域活動支援課) 助成事業担当

電話：048-822-1435 FAX：048-822-3078

E-mail：vc@fukushi-saitama.or.jp